

北海道石油コンビナート等防災計画の修正について

1 防災計画の修正

(1) 要旨

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 43 号）及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（令和 5 年総務省・経済産業省告示第 1 号）が令和 5 年 3 月 1 日公布され、石油コンビナート等特別防災区域の区域表示が変更されたことから、防災計画 第 1 編第 5 章 1 「特別防災区域の範囲」の室蘭地区の地名を変更する。

(2) 修正内容

第 1 編第 5 章 1 「特別防災区域の範囲」○室蘭地区
「幌蒔町」⇒「幌萌町」に変更

(3) 新旧対照表

資料 6 - 2 のとおり

北海道石油コンビナート等防災計画修正（案）新旧対照表

| 現行計画 | 修正案 | 説明 |
|---|---|-------------------------------------|
| <p>北海道石油コンビナート等防災計画 目次（略） 防災計画編 第1編 総則 第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 特別防災区域の概況</p> <p>1 特別防災区域の範囲 （略）</p> <p>○ 室蘭地区 室蘭市陣屋町1丁目、陣屋町3丁目、幌萌町、本輪西町1丁目、港北町1丁目、仲町、御崎町1丁目、茶津町及び入江町の区域のうち特定事業所の所在する区域及び周辺 （略）</p> <p>—以下省略—</p> | <p>北海道石油コンビナート等防災計画 目次（略） 防災計画編 第1編 総則 第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 特別防災区域の概況</p> <p>1 特別防災区域の範囲 （略）</p> <p>○ 室蘭地区 室蘭市陣屋町1丁目、陣屋町3丁目、幌萌萌町、本輪西町1丁目、港北町1丁目、仲町、御崎町1丁目、茶津町及び入江町の区域のうち特定事業所の所在する区域及び周辺 （略）</p> <p>—以下省略—</p> | <p>「萌」を「萌」に修正</p> |